

地域医療介護総合確保基金(医療分) について

埼玉県保健医療部医療整備課

基金(医療分)の概要

- 「団塊の世代」が全て75歳以上となり、高齢化が一段と進行する2025年を見据え、国は、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための地域医療介護総合確保基金を創設。
- 国から交付される交付金に県の一般財源を追加し県が基金を造成し、県が作成する計画に掲載された事業に活用する。(基金の負担割合：国2/3、都道府県1/3)
(H29年度基金規模：医療分904億円、介護分724億円、合計1,628億円)

1 対象事業(事業区分)

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設・設備の整備に関する事業
・病床の機能分化・連携のために必要な事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
・在宅医療を推進するための事業
- 3 医療従事者の確保に関する事業
・医師確保のための事業
・看護職員の確保のための事業
・医療従事者の勤務環境改善のための事業 等

重点配分

国庫補助事業から当該基金に財源が移行した分が主となっている。

2 特徴

- 1 平成26年度に新設。平成26年度は医療分のみ。平成27年度以降は医療分と介護分の両方が対象。
- 2 平成26年度配分額は3つの事業区分間の調整が可能だったが、平成27年度からは3つの事業区分ごとに配分額が決定され、事業区分間の金額の調整はできないこととなった。
- 3 平成27年度から1の事業区分に重点配分する方向性が示された。
- 4 当面の間、毎年度交付される。

従来の国庫補助から当該基金に財源が移行した事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設・設備の整備に関する事業：なし
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
 - 在宅医療体制強化事業費(在宅医療部会など)
 - 小児在宅医療推進事業費
 - 在宅歯科医療連携推進事業
- 3 医療従事者の確保に関する事業
 - 総合医局機構の運営
 - 小児救急関係(産科医等手当支給など)
 - 女性医師就業支援
 - 新人看護師のための研修
 - 高度・専門分野の看護師資質向上
 - 病院内保育所運営費
 - 看護師等養成所運営費補助
 - 看護師宿舎整備などの勤務環境改善
 - 小児救急二次輪番補助
 - 小児救急電話相談

基金(医療分)の配分状況

単位:億円

事業区分	26年度	27年度	28年度	29年度
	配分額	配分額	配分額	配分額
1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設・設備の整備に関する事業	36.5	15.4	19.6	15.7
2 居宅等における医療の提供に関する事業		0.2	0.1	0.2
3 医療従事者の確保に関する事業		14.7	14.2	14.8
合計	36.5	30.3	33.9	30.7

27年度以降は、区分1に重点配分

基金を活用した主な事業

【26年度】

- ① 在宅歯科医療体制の充実事業
県内郡市歯科医師会に「地域在宅歯科医療推進拠点」を整備

【27年度】

- ① 在宅医療提供体制の充実事業
県内郡市医師会に「在宅医療連携拠点」を整備（ケアマネージャー資格を持つ看護師など福祉にも精通した看護師の配置、往診医の登録・患者情報の共有、医療面の相談体制、在宅療養支援ベッドの確保）

【28年度】

- ① 病床機能転換促進事業
2025年に大幅な不足が推計される回復期病床（地域包括ケア病床及び回復期リハビリテーション病床）へ転換を行う医療機関に対して、転換に必要な施設・設備整備費用を支援
- ② ICTによる医療・介護連携ネットワーク構築事業
地域に必要な医療・介護関係者の多職種間における情報共有の効率化を図るため、地域一体となって関係者間で医療・介護情報を入力・参照できる医療介護連携システム導入を支援
- ③ さいたま新都心医療拠点機能強化事業
さいたま新都心医療拠点（総合周産期母子医療センター）と県内産科医療機関を結ぶ医療ネットワークの構築

【29年度】

- ① 在宅医療を担う幅広い分野の看護師の確保・育成
在宅医療の更なる推進のための訪問看護ステーションや介護施設の看護師の研修体制の充実

【30年度（検討案）】

- ① 急性期脳梗塞治療ネットワーク推進事業
脳梗塞治療に係るICTを活用した画像共有ツールの整備
- ② 在宅医療提供体制の機能強化事業
病床転換のための経営シミュレーション経費の助成及び研修会の開催

病床機能転換促進事業について

- 地域医療構想で大幅に不足すると推計されている回復期病床（地域包括ケア病床及び回復期リハビリテーション病床）への転換を促進するため、28年度から補助事業を実施

29年度予算額 312,313千円

(1) 施設整備費補助

回復期病床を整備するために必要な新築・増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費

※事業期間が複数年度にわたる事業も可

(2) 設備整備費補助

回復期病床を整備するために必要な医療器機器等の備品購入費

【参考：地域医療構想の推計値】

医療機能	H27 病床機能報告	H37 必要病床数	過不足
高急性期	6,389	5,528	861
急性期	24,674	17,954	6,720
回復期	4,023	16,717	▲12,694
慢性期	12,552	14,011	▲1,459
無回答	2,385	—	—
合計	50,023	54,210	▲4,187

【補助金額】

区分		基準額(上限額)	補助率
施設整備費	新築・増改築	転換病床1床あたり 4,313千円	1/2
	改修	転換病床1床あたり 3,333千円	1/2
設備整備費		1施設あたり 10,800千円	1/2

【補助金利用例】

- 施設整備費補助：リハビリ室の増築、
部屋の改修（1人部屋→2人部屋、4人部屋→2人部屋×2部屋）
- 設備整備費補助：リハビリ用具の購入、ベッドの入れ替え、
データ加算に対応するためのシステム導入 など